

宇都宮東病院 訪問リハビリテーション

運営規程

1. 事業の目的および運営の方針

第1条 （事業の目的）

医療法人北斗会が開設する宇都宮東病院が行う指定訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、本事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「職員」という。）が、要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定事業を提供することを行い、地域住民の医療・福祉の増進に貢献することを目的とします。

第2条 （運営の基本方針）

- 1 本事業所の職員は、要支援・要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ安定した日常生活を営むことができるよう、全身状態の観察、介護指導、療養の世話その他の生活全般にわたる援助を行います。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療機関・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- 3 利用者の要支援・要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止に目標を設定し計画的訪問リハビリテーションを行うものとします。

2. 職員の職種、員数、及び職務内容

第3条 事業所に勤務する職種、員数等

- | | |
|-----------|--------|
| 1 医師 | 常勤 1 名 |
| 2 管理者 | 常勤 1 名 |
| 3 サービス従事者 | 適当数 |

第4条 管理者及び職員の職務

- 1 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供に当たるものとします。
- 2 職員は、事業の提供に当たるものとし、訪問リハビリテーション計画書及び訪問リハビリテーション報告書（介護予防訪問リハビリテーション計画書及び訪問リハビリテーション報告書を含む）を作成するものとします。
- 3 職員は、常に身分証明書を携帯し、ご利用者の求めに応じいつでもそれを提示します。

3. 営業日および営業時間

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとします。(土・祝祭日は応相談)
ただし、1月1日から1月3日までを除きます。
- 2 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとします。

4. 利用料およびその他の費用

第6条 利用料ならびにその他の費用の額等

- 1) 本事業所が介護保険による指定事業を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額とし、当該指定事業が法定代理受領である場合は、その利用者負担割合の額を徴収するものとします。
 1. 料金に関する詳細は、別紙料金表を重要事項に記載する。
- 2) 介護保険・医療保険共通のその他の費用について
 - ①提供を受ける事業サービスが介護保険、もしくは医療保険の適用を受けない部分については、利用料全額を自己負担でお支払いいただきます。
 - ②利用日の前日迄に利用の中止のお届けいただいた場合には、キャンセル料はいただきません。それ以後にお申し出があった場合は、キャンセル料1,000円を申し受けます。但し、緊急時及び突発的な事態による時は、この限りではありません。
 - ③ご利用者宅に駐車場がないために駐車場に駐車した場合は駐車料金の実費をお支払いいただきます。

5. 通常の事業の実施地域

第7条 通常の事業の実施地域は次の市町村とします。

宇都宮市・芳賀町・高根沢町

6. その他運営に関する重要事項

第8条 秘密保持

- 1 本事業所の職員その他の従事者及び従事者であった者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を正当な理由なくして他に漏洩しません。本事業所は従業者と当該行為について秘密保持義務を盛り込んだ誓約書を交わし守秘義務を課すものとします。
- 2 本事業所は、個人情報の取扱いに関しては別紙に定めるとおりとし、個人情報を用いる場合は、利用者または家族の文書による同意を得るものとします。

第9条 訪問リハビリテーション計画に沿ったサービス提供および変更

- 1 本事業所は、訪問リハビリテーション計画に基づき当該計画に沿った指定訪問リハビリテーションを提供するものとします。
- 2 本事業所は、利用者またはその家族が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る医療機関・介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）との連携その他必要な援助を行うものとする。

第10条 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止

本事業所は、居宅介護支援事業所・地域包括支援センターまたはその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービス利用等の代償として、金品その他財産上の利益の供与はいたしません。

第11条 事業所の掲示等

本事業所は、事業所内の見やすい場所を設定し、運営規程の概要書・職員の勤務体制・サービスの選択に資すると認められる重要事項等の掲示を行うものとします。

第12条 高齢者虐待防止・身体拘束等

- 1 本事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。
 - 1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
 - 2) その他、虐待防止のために必要な措置
- 本事業所は、サービス提供中に当該職員または擁護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町に通報するものとします。
- 利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合で身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、利用者の心身の状況並びに理由を記録いたします。

第13条 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- 1 本事業所は、指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、安全を確保した上で予防対策を講じて必要な訪問を行います。
- 2 本事業所は、災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、災害状況を把握し安全を確保したうえで利用者の安否確認や支援、主治医や医療機関との連携、必要時の訪問対応を取らせていただきます。

第14条 業務継続計画の策定等

- 1 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、宇都宮東病院の計画（以下「業務継続計画」という。）に従い必要な措置を講じるものとします。
- 2 本事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとします。
- 3 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

第 12 条 附則

この運営規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人北斗会と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

2 この運営規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行します。

平成 30 年 4 月 1 日 改訂

令和 06 年 6 月 1 日 改訂